

北海道滝川高等学校「学校いじめ防止対策基本方針」（令和元年5月改訂）

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

北海道滝川高等学校（以下、当校とする）は、「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）」に基づき、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止等のために「学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。

2 「いじめの防止等のための対策」の基本理念

(1) 基本理念

当校は、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組の推進するため、次の基本理念を定める。

基本理念

- ① 全ての生徒および教職員・保護者が「いじめの芽はどの生徒にも生じ得る」という緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ③ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、社会全体でいじめの問題を克服する。

(2) 取組を推進するに当たっての留意点

- ① いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ② 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。（生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。）

※ 上記要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況等、他の事情も勘案して判断する。

4 学校と家庭等の責務・役割

(1) 学校の責務

当校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を推進する。

- ① 当校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- ② 当校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ③ 当校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ④ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ⑤ 当校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- ⑥ 当校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ⑦ 当校は、可能な限り保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 教職員の責務

当校教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

- ① 当校教職員は、生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- ② 当校教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を記録するとともに、速やかに管理職及びいじめ防止対策委員長に報告し、組織的な対応に繋げる。
- ③ 当校教職員は、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- ④ 当校教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ⑤ 教職員は、校内外の生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けるよう努める。

(3) 保護者・家庭との連携

家庭は、生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころです。また、生徒の教育に関し第一義的な責任を有している保護者の皆様には、法及び条例を踏まえ、当校等と連携し、次の取組を進めることが望まれます。

- ① 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- ② 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- ③ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ④ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- ⑤ 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- ⑥ 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返さないよう、生徒を見守り支える。

5 いじめ防止等対策委員会

当校は、いじめ防止等対策のための組織として、校内に専門の委員会「いじめ防止対策委員会」を組織する。

(1) 委員会の構成員

教頭、◎生徒指導部長、総務部長、教務部長、教育活動支援委員長
各学年主任、養護教諭、(必要に応じ専門家(有識者))

(2) 委員会の開催

- ① 原則として毎月1回開催する。
- ② いじめ事案の発生時は緊急開催する。

(3) 委員会の役割

- ① いじめに関する事象の相談窓口・情報収集 [アンケート等の実施]
- ② いじめに関する事象の情報共有
- ③ いじめ防止、実態把握、解決に向けての対策の計画・実施
- ④ いじめの「解消」の判断
- ⑤ いじめ防止等の対策に関わる資料提供 [情報モラルの指導も含む]
- ⑥ いじめ防止等の対策に関わる講演会、研修会の企画・運営
- ⑦ 外部の専門家等との連携

6 当校におけるいじめ防止等のための日常的な指導体制等

「いじめ防止対策推進法」 / 「北海道いじめ防止基本方針」 / 「学校いじめ防止対策基本方針」

「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」基本姿勢

保護者・家庭との連携

学校としての取組

地域・外部関係機関との連携

○ いじめの未然防止の取組

- ・ 生徒の「豊かな情操」「道徳心」「心の通うコミュニケーション能力」を養うための道徳教育及び体験活動等の充実(全ての教育活動を通じて)
- ・ HR等を活用したいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・ インターネット・SNS等の望ましい使用方法を含めた情報モラル教育の充実
- ・ 保護者・地域住民、その他の関係機関との連携 等

○ いじめの早期発見のための取組

- ・ 定期的ないじめアンケート調査(年2回)
- ・ いじめの相談窓口の整備
- ・ ささいな変化・兆候を見逃さない生徒観察
管理職への報連相の徹底 等

○ いじめが発生した場合等の取組

- ・ 速やかな事実確認
- ・ いじめ行為の即時中止と再発防止の徹底
- ・ いじめ被害生徒・保護者への支援
- ・ いじめ加害生徒への指導、保護者への助言
- ・ 生徒が安心して通うことのできる環境づくり
(スクールカウンセラーの派遣含む)
- ・ 北海道教育委員会及び所轄警察署等と連携

